

主税連

徳田新執行部スタート
「青税DNA」の再確認、そして次代に――

- 122
- 123
- 124
- 125
- 126
- 127
- 128
- 129
- 130
- 131
- 132
- 133
- 134
- 135
- 136

Oct.15.2002 No.

No.133 OCT.15.2002

Content



新役員就任あいさつ ————— P.3~P.6

徳田匡泰会長あいさつ ————— 3~4

各部部長あいさつ ————— 4~6

平成14年度特別委員会設置 ————— 6

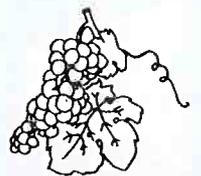
全国青年税理士連盟 第35回京都大会 — P.7~P.12

第35回定時総会報告 ————— 7~8

総会記念講演会 講演要旨 ————— 8~9

パネルディスカッション
「税理士法改正と税理士の使命」————— 9~10

京都大会を振り返って
近畿会代表幹事 高谷 真 ————— 11~12



2002年全国青年税理士連盟 秋季シンポジウム 『法人税』



日 時 2002年11月17日(日)
受付 12:00より
シンポジウム 13:00より
懇親会 17:00より

場 所 ぱ・る・るプラザGIFU
岐阜市橋本町1-10-11
TEL 058 (269) 4340

参加費 8,000円(資料集・懇親会費を含む)

~サブテーマ~

【東京】民事再生法を巡る税務
【近畿】企業グループ間取引と課税問題
【神奈川】企業組織再編税制
【千葉】役員報酬・賞与・退職金
【名古屋】認定NPO法人と寄附金
【埼玉】ベンチャー企業を巡る税務
全国の皆様のお越しをお待ちしております。

全青税ホームページアドレス <http://aozei.com>

会長就任あいさつ

青税DNAを次代に！

会長 徳田 匡 泰 (東京)

皆さまこんにちは。第35回京都大会で会長のご指名を受けました徳田です。地元京都青税をはじめ全国の青税会員の皆さまのご協力により京都大会が盛会となりましたことを、心よりお礼申し上げます。これから1年間、皆さまのお力をお借りしながら精一杯走り抜きたいと考えております。よろしく願いいたします。

さて、全国青税は数年前より「資格取得制度」の改正を中心テーマに税理士法改正に取り組んで来ました。その結果として、ダブルマスター問題には一定の歯止めを加えることができましたが、税務官公署職員のいわゆるOB問題は依然として不満足な状態にあります。改正税理士法は本年4月1日より施行されましたが、更なる資格取得制度の改正の他、税理士法人、補助税理士、補佐人制度、書面添付等々、青税として今後とも税理士法の問題点の研究を継続し、次なる税理士法改正に向け取り組むたいと考えます。

会員の皆さま！税理士法改正も一段落し……ホッと一休みと思っておいでかもしれません。しかしゴールラインに見えたのは、実は次なる改正へのスタートラインだったのです。「走りながら考えろ！」の青税スピリットで頑張りましょう。

私は今年度、次の2点を念頭に全青活動に取り組むたいと考えています。第1番目は公益的業務に対する対応です。私たちの税理士業務は、その高い公共性を拠所に無償独占とされており、税理士以外の者はたとえ無償でも税理士業務を行なうことはできません。であるならば私たち税理士は国民・納税者に対して、必要ときに必要な税務サービスを提供する義務があるのではないのでしょうか。日税連が掲げている地方公共団体等の外部監査も立派な公益的業務ですが、私たち青税はもう少し身近で地に足をついた、街の税務の専門



家、良き相談者としてこの公益的業務に取り組むたいと考えます。私事ですが、私は今、自らを「島奉行」と称してチャンスを見つけては離島巡りを楽しんでいます。もちろん遊びだけではなく、税務相談にも真剣に対応することが目的です。現在まで、小笠原と隠岐の税務相談に数度参加し、多くのことを学ばせてもらいました。最初は離島の人たちの税務過疎を解消するため！と意気込んでの参加でしたが、その相談会が三青会協同の総合相談であったため、平素あまり接することのでき

ない弁護士・司法書士の皆さんとの本音の意見交換もできました。各士業の専門性が異なるように、過疎問題に対する考え方・取組み方もそれぞれ異なっており、非常に勉強になりました。また、単に離島とはいっても、その置かれている条件は同一ではありません。小笠原と隠岐でも人口や経済基盤、人々の

権利意識の高低、総合相談に対する行政の対応等は島ごとに違ってきます。他のある離島では、法務・税務の相談会の申し出をしたところ「来島におよばず。きてくれるな！」のメッセージが帰ってきたそうです。こういう島の島民の人権・納税者の権利はどうなっているのでしょうか。こういう島こそ是非とも行かねばなりません。その時には皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

第2番目は、健全な在野精神に支えられた青税マインド・「青税DNA」の再確認です。全国青税も昭和42年の誕生以来35年を経過し、現在では多くの先輩方が税理士会の中核で活躍されています。「国民のための税理士制度」を胸にされた先輩方の活躍は大変喜ばしく誇りに思うところですが、ややもすると青税が「与党ボケ」しているのではないか、との指摘を受けることもあります。青税は税理士会の青年部ではありませんし、まして下請機関などでは決してありません。全国

青税誕生時に浜松の弁天島で「税理士制度の将来を純粋な精神で考えるのは青年税理士において他にない」と高らかに謳いあげた熱い想い・在野精神という「青税DNA」を今一度我がものとして考えたいと思います。

現在は各資格士業が様々な制度改革の荒波にもまれている状況です。私たち税理士も今まで以上に専門性を高める努力を求められますし、同時に他の資格士業と連携した専門家サービスの提供も要求されます。他の士業との合同相談会に参加された方はおわかりと思いますが、いわゆる税務・法務等の総合相談会は税理士のみならず、他士業の方々にとってもスピーディーに問題解決が図られ、相談者の利便性にも合致したものとなっております。全国青税には、全国三青会という強い味方もあります。混沌とした現在であればこそ、他の士業の視点も採り入れながら「国民のための税理士制度」・「青税DNA」を捉え直すチャンス

になると考えます。

わが国の税制は申告納税制度を基本としています。それは離島でも過疎地でも同様です。税務の過疎地の納税者でも他の地域と同様の「納税の義務」の履行を求められておりますし、税理士にも税の専門家としての「税務援助」が求められていますが、国民・納税者に対する税務サービスが「援助」でよいのでしょうか。私には、国民・納税者は「現在又は将来の納税者としての権利」として税務サービスの提供を受ける権利を有していると思えるのですが、この考えは行き過ぎでしょうか。

現在、税理士業務を提供できる唯一の資格者は税理士であり、代替資格はありません。したがって税理士には、国民・納税者が必要とするときに必要な税務サービスを提供し、税務に関する福祉向上を手助けする義務がある、と考えるべきではないでしょうか。

部長就任あいさつ

● 総務部 ●



総務部長 塚本 慎一

(東京)

このたび総務部長に就任しました東京青税の塚本慎一です。

サラリーマンのときから総務とは縁のない仕事ばかりをしていましたので、総務というのは面倒見のよい人が就く部署であるという認識でした。そこへ突然、全国青税総務部長への招待状が徳田会長から・・・。

事務所の電腦をも怠っており、インターネットには接続していたもののメールのやりとりはしていませんでした。パソコン通信が始まった頃からニフティに登録して、メールの

やりとりもしていましたが、いつの間にかネット上から姿を消してしまいました。しかし、総務部長はメーリングリストの管理もしなければならぬとのこと。おかげで、電腦化の遅れをだいぶ取り戻すことができました。

中小会社会計基準の策定・外形標準課税問題等課題はいろいろありますが、会長とともに「青税DNA」を全国に拡げつつ組織を充実していきたいと思っております。一年間よろしくお祈りします。

● 経理部 ●



経理部長 稲田めぐみ

(千葉)

皆さんこんにちは！今年度徳田体制のもと、経理部長を仰せつかりました、千葉青税の稲田です。

昨年は全青理事会に何度も出席させていただき、全青での議論や活動に触れ、大変楽しく勉強させていただきました。

さあ、今年は働いて恩返し(?)する番です。「適切な予算執行」に勤めながら、全青の活動の全てが見せる経理の醍醐味、実は密かに、楽しめそう、と思っています。

とはいえ、全国青税の執行部に参加するのは初めてです。身の引き締まる思いを感じております。力いっぱい頑張りますので、皆様のご指導、ご協力をどうぞよろしくお願い致します。

また、会員数の少ない中、私を全青に出して下さった地元千葉に全青の活動のエッセンスを伝え、それをまた全青に還元するお役に立てたら、と思っています。

1年間よろしくおねがいします！

● 研究部 ●



研究部長 中西 毅
(名古屋)

ここ戦国の地で

この度全国青年税理士連盟の研究部長に就任することになりました名古屋青税の中西毅でございます。

今年度のシンポジウムはお隣の岐阜で、そして来年度のシンポジウムは名古屋で開催されることになっています。2年続けて我が東海地方で開催されることになりました。東海地方といえば、戦国時代の舞台の中心であり、日本の歴史を大きく変える発端となった所です。

消費税の導入により、日本の税体系が大きく変わって相当期間経ちました。日本の税制もそろそろ大きく見直さなければならない時代が来ていると思います。ここ東海地方で税制を根本から見直しませんか。言い伝えによると織田信長と同じ手相をしていると言われていた私が、今年度研究部長を務め、来年度はシンポジウムを担当することになりました。ここに何も因果関係はないと思いますが、精一杯の努力を致しますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。



● 組織部 ●



組織部長 南谷 正仁
(近畿)

まず出来ることから
一つずつ

第35回定時総会におきまして組織部を担当することになりました近畿青税の南谷正仁でございます。

これまで、全青にはほとんど出た事がなくデビューがいきなり部長職ということで会員の皆様もさぞかし不安に思われていることと思いますが、本人はそれ以上です。

事の起ころは近畿の最高幹部の依頼からでした。内容は「組織部は行事も少ないし、近畿のあるメンバーが全面的にバックアップするから心配要らない」というもので、こちらはその気になって了承したのですが、第1回目の理事会で韓国などに行かなければならないことを知り、とどのつまりは「定時総会」で、こともあろうにその「あるメンバー」の一人が手を上げ、組織に関する質問をするではありませんか。「お前何言うねん！」と頭の中が真っ白になりましたが後の祭り。お陰で、組織部は今年の重要部署となりました。

しかし、お引受けしたからには皆様の不安を少しでも解消できるよう、出来る事から一つ一つ精一杯頑張る所存です。1年間どうぞよろしく願いいたします。

● 厚生部 ●



厚生部長 高垣 希
(神奈川)

この度厚生部長に就任いたしました神奈川青年税理士クラブの高垣です。全青の厚生部長は、全国大会を成功させれば大丈夫という徳田新会長の甘言？に部長を引き受けました。いざ、お酒も切れて、素面で考えると、これから一年全国の皆様に次回横浜大会のご協力を仰ぐという大任である事に気がつき青くなっています。小心者で人見知りです？ので、至らぬ点は多々ありますが、お見逃しいただき、これからの一年間、全青の理事会でお目にかかった時には、ぜひわたしのお願いは拒否しないでいただけると幸いです。

● 法対策部 ●



法対策部長 新堂 慶子
(近畿)

8月3日、京都で開催されました全国青年税理士連盟第35回定時総会におきまして、法対策部長を仰せつかりました、近畿青税の新堂慶子でございます。思いもかけず、このような重責を担うこととなりましたが、一年間精一杯頑張っていく所存でございますので、皆様の惜しみないご支援・ご協力を心よりお願い申

し上げます。

さて、今年度は目に見える全青活動を目標してまいります。その一環として、積極的に各委員会を開催してまいります。設置する委員会は次の5委員会です。

今年度の最重点項目は、**制度対策委員会**における「国税通則法改正案の検討」です。また、商法問題について、全青では、昭和61年以降、意見書を出しておりません。**商法等対策委員会**において「中小会社会計基準」「会計調査人」等について、多くの皆様と議論し、意見書を出していきたいと考えております。

税理士法検証対策委員会では、昨年度行ってきた改正税理士法の総括を踏まえ、今後の税理士法改正に向けて、資格問題を中心に、天下り(OB)や、弁護士・会計士への資格付与等について検討してまいります。

また、今まで全青では税制改正の意見書を提出しておりませんでした。今年、**税制対策委員会**を設置し、平成16年度税制改正意見書を提出いたします。

公益的業務対策委員会では税務過疎地域への取組み、租税教育、成年後見制度などの検討を行ってまいります。

以上のように、盛りだくさんな課

題が山積しております。しかし、全青理事会での議論は各単位のフィードバックによる意見を、理事会の中の限られた時間内で議論するに留まっており、全国青税会員の意見を集約していくことが難しい状況です。

そこで、今年は多くの青税会員の皆様と意見交換の場を持ち、議論していきたいと考えております。前述のとおり、拡大委員会を積極的に開催してまいりますので、是非多くの皆様のご参加をお願い致します。

至らない点が多々あるかと思いますが、一年間精一杯努めてまいりますので、叱咤激励の程、よろしくお願ひ申し上げます。

● 広報部 ●



広報部長 **中村 明弘**
(埼玉)

私は今年度広報部長に就任するこ

とになりました埼玉青税の中村明弘と申します。日ごろお世話になっている同じ埼玉青税の西浦さんから依頼を受けました。広報という仕事は全く経験がなく少し興味もあり、企画は副部長となる西浦さんが「俺にまかせてくれ」というので安心して引き受けさせていただきました。

全国青税の活動については、いろいろな問題に対してその対応の早さに大変刺激を受けております。性格的にのんびりな(仕事が遅い)自分にとって、今の変化の激しい時代は大変つらいものですが、青税の刺激を受けながらなるべくマイペースで広報活動のお役に立っていきたくと思います。

今度の岐阜の秋季シンポジウムに、カメラを持参して取材に行くのを楽しみにしています。原稿依頼等では、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



平成14年度特別委員会設置

委員会名	担当部	氏名	単体会
日税連担当委員会	総務部	増田 勝彦	千葉
三青会担当委員会	総務部	菊地 和仁	東京
全国大会実行委員会	総務部	石井 孝雄	神奈川
秋季シンポジウム実行委員会	研究部	菊谷 悦利	岐阜
ホームページ運営委員会	広報部	根岸 進	東京
商法等対策委員会	法対策部	川崎 賢二	岐阜
制度対策委員会	法対策部	吉見 昌之	近畿
公益的業務対策委員会	法対策部	村田 裕人	近畿
税理士法検証対策委員会	法対策部	宮川 雅夫	東京
税制対策委員会	法対策部	富田 光彦	東京
会長等推薦委員会		麻木 義弘	近畿

- ☆ 制度対策委員会には住基ネット・納税者権利憲章・税務行政手続・情報公開を含む
- ☆ 商法等対策委員会には中小企業会計基準を含む
- ☆ 税制対策委員会には外形標準課税を含む

第35回 定時総会報告

平成14年8月3日／ウエスティン都ホテル(京都)



2002年8月3日、全青税の第35回定時総会が、「ウエスティン都ホテル」において京都大会として開催された。

総会は午後3時より司会の森敏行会員（近畿青税）香川恭子会員（近畿青税）の自己紹介ののち、田口紀子副会長（岐阜青税）の開会の辞により開会された。

来賓の方々の紹介、増田勝彦会長（千葉青税）の挨拶が行われた後、議長に名倉明彦会員（東京青税）、永平光一会員（近畿青税）、荒川章三会員（名古屋青税）の3会員を選出し議事に入った。議事録署名人には市木雅之会員（東京青税）、木戸康博会員（近畿青税）が指名された。

〈議案〉

第1号議案（2001年度事業報告承認の件）については阿久津公一総務部長から、第2号議案（2001年度収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録承認の件）については西浦正和経理部長から提案説明がされ、第2号議案に関して坂本麻生会計監事から会計監査報告がなされた。

これらの議案について質疑に入り、第1号議案に関して、全青の組織の拡充について、福岡の青年税理士との加盟に向けての取り組みについて、規制緩和に伴う日本税理士会連合会の機構の改善の可能性について、第2号議案に関して、出版特別会計収支計算書の記載方法について質問があり、第1号議案に関しては増田会長より第2号議案に関しては西浦経理部長より回答がなされた。

続いて議長は採決に移り、第1号議案、第2号議案とも承認可決された。

次に第3号議案（役員改選の件）について、橋本和枝会長等推薦委員長より、徳田匡泰会長候補をはじめとする新役員候補の氏名が提案され、満場の拍手で承認され、徳田新会長が就任の挨拶を述べた。

新執行部と旧執行部の入れ替えの後、第4号議案（2002年度事業計画承認の件）が塚本慎一新

務部長から、第5号議案（2002年度収支予算案承認の件）が稲田めぐみ新経理部長から提案説明された。

趣旨説明の後、質疑に入り活発な質疑応答が行われた。税理士が貢献しうる公益的業務について、税の教育について、「税務福祉」の意味について、不公平税制の是正の取り組みについて、組織の拡充について、等々多岐にわたり活発な質疑応答の後、議長は採決に移り、第4号議案、第5号議案ともに原案の通り承認可決された。

最後に第6号議案（大会宣言採択の件）が菅原祥元会員（東京青税）の朗読によって提案され、満場の拍手で採択された。



会場からは活発な質問も

これにより議事が全て終了したので、議長団は議長席から降壇した。

徳田新会長より、これからの1年間を通じて「青税DNA」を全国の青年税理士に伝えたい旨の抱負が新会長挨拶として語られた後、来賓として日本税理士会連合会森金次郎会長、近畿税理士会池田隼啓副会長、韓国税務士考試会朴相根会長、青年法律家協会弁学部会立松彰議長、全国青年司法書士協議会金子良夫会長、税経新人会全国協議会西田富一



来賓の方々

副議長より祝辞をいただいた。

この後、司会から祝電が披露され、今回の総会開催地となる神奈川の清

水ふみ代新副会長の閉会の辞により第35回定時総会を無事終了した。

(塚本慎一記)

総会記念講演会 講演要旨

「日本経済活性化の切り札・ベンチャー企業支援」

講師：川分 陽二氏

京都大会の第1部・講演会は、フューチャーベンチャーキャピタル(株)社長の川分陽二(かわけようじ)氏をお招きし、標記のタイトルで開催された。

同社は独立系のベンチャーキャピタル(以下「VC」と言う)であり、日経金融新聞によれば今年3月末の投資残高は50億円余でVC業界の31位にランクされている。川分氏は住友銀行出身であり、98年に独立して同社を設立し、同社自身ナスダック・ジャパンに上場している。

以下が講演の要旨である。

我々VCは、企業育成を目的とする投資会社です。VCが投資する対象は、成長指向であり、株式上場を目指し、イノベーション(革新性)がある企業です。このような会社のエクイティ・ファイナンス(直接金融)を手助けします。つまり、融資ではなく株式での投資です。目標は5年以内の上場で、当社は現在約100社に投資しています。

我々が企業を観る時重視するのは、成長性と内部の管理体制です。特に月次決算ができるか、それも遅

くとも翌5日までにできるかが重要です。会社が収益をあげているかは月次決算でわかるからです。

それと、向こう5年の経営計画を作成してもらいます。ここで重要なのは、売上・利益率の根拠です。

収益の源泉である客は誰か、業界の状況、業界における位置、参入障壁はどうか、といった事です。

今年4月1日からエンジェル税制が拡充され、投資事業組合を通じた株式投資についても適用可能になりました。この組合には民法上の組合契約のものと有限責任投資事業組合とがありますが、どちらも資金を集めるための手法です。税務上は、組合はパススルーされ、出資者が自分の持分に応じた申告をします。

投資事業組合(=ファンド)は通常1口1千万円で募集します。1口百万円の場合もありますが、これはエンジェル・ファンドと呼ばれています。集まったファンドは分散投資し、一般的には15社以上に投資します。3割強が上場し、平均5~10倍の株価になります。

ファンドの主な出資者は①当社自身②国③地方自治体④地方銀行⑤総

合商社です。

日本は上場基準が世界で一番ゆるやかです。上場審査では社長と会社との取引が問題になります。社長の個人財産が会社の債務の担保になっている場合は切り離しが必要です。また、子会社・関係会社との関係も問題となります。第三者と同じ取引条件か、トンネル会社として利益を抜いたり決算調整に利用していないか、という点です。場合によっては100%子会社にするか、切り離すかといった選択が必要になります。

上場するかしないかは、社長と家族がどのように生きたいかにより結論が異なります。しかし、上場する事は社員のためには良い事です。上場は何より「成長性の証」です。

上場審査の前に公認会計士監査を2~3年受けなければなりません。監査報酬は月額50~100万円です。

公認会計士監査を受けても税理士は必要です。両者は協力・協調の関係にあるべきで、当社にも顧問税理士はいます。公認会計士に仕事を横取りされる事はありません。

また、VCが会社に出資をすると、役員を派遣する事もあります。しか



講師・川分先生による講演

スクがハッキリしている事が重要で
す。嘘があると困るのです。

当社は過去3期分の財務諸表を提出してもらいますが、1年以上滞留の売掛債権等があり、当てにならないのは分かっています。リスクや嘘をハッキリして欲しいのです。

独立系以外のVCはサラリーマン社長であり、他が投資するから我が社もと横並びです。また、少し前のネット・バブルや今だとバイオとかに投資したがりです。しかし、独立系のVCは違いますから、地味な企業でも投資します。



私は、VCとは本ではよく読むが、具体的に話しを聞くのは始めてであり、大変興味深かった。

ファンドの主な出資者の中に都市銀行が無い。今の都市銀行は、決済機能は果たしているが、本来の間接金融の役割は果たしていないのであろう。

後日、ナスダックが日本市場から撤退する事がニュースになったが、残念である。

(広報部副部長 西浦正和)

し、会社が乗っ取られる心配はありません。VCにはその意思も能力もありません。

日本経済活性化のためのニュー・マネーは、もう政府かVCからしか出ません。VCは現在1兆円の投資残高があり、さらに数千億円のファンドがあり、良い企業を探すのに必死です。

VCからの支援を望む会社は、日経金融・産業・工業新聞に上場を目指している旨をアピールする事が良いでしょう。また、ピーニング等の

求人広告に「当社は上場を目指している」と書く方法も有効です。

VCからのアプローチがあったら、社長一人で会うべきです。社長に自信がある、と感じられるからです。

VCは担保をとりません。VCは社長に若さと意欲がなければ投資しません。当社は55歳以上の社長には投資しないのが原則です。

VCは銀行とは審査基準が違います。リスクがあるのは構いません。リスクがあるのは当たり前で、それが在るからリターンがあるのです。リ

京都大会 パネルディスカッション

〈パネラー〉

橋本 和枝氏

(第31代会長：東京)

麻木 義弘氏

(第32代会長：近畿)

冨田 光彦氏

(第33代会長：東京)

芥川 清彦氏

(第34代会長：東京)

増田 勝彦氏

(第35代会長：千葉)

「税理士法改正と税理士の使命」

——コーディネーター 倉林倭男（法対部長）——

2002年8月3日ウェスティン都ホテル京都で開催された第35回定時総会に先立ち、「税理士法改正と税理士の使命」をテーマとしてパネルディスカッションが行われた。

平成13年5月改正税理士法成立、平成14年4月同施行を受けて、今回改正項目とならなかった第1条「税理士の使命」を含め、改正項目について討議することで、その論点の抱える問題点を浮き彫りにしたいとコーディネータ（倉林法対策部長：東

京）から説明があり討論に入った。

1. 税理士の使命について

橋本さん（31代会長：東京）から税理士法第1条について、歴史的経緯と現行条文の意義、日税連「税理士法改正に関する基本要綱」（昭和46年）の考え方及び全青税の「税理士の使命」に関する考え方を踏まえ、納税者の権利を擁護することが使命であることを明確にするべきである



と述べられた。

続いて富田さん(33代会長：東京)が、今回の税理士法改正で第1条「税理士の使命」が改正項目に入らなかった経緯を説明するとともに、昨年の衆議院における法改正論議のなかで塩川財務大臣が、「税理士の立場について言えば、納税者の側に立って法に定められた範囲において納税者のために仕事をするのは当然と考える。」と答弁したことを例に、現行法においても納税者・国民の権利擁護は読みとることはできると発言した。

2. 補佐人制度

麻木さん(32代会長：近畿)から新たに設けられた税務訴訟における補佐人制度について、「税理士の使命」としての納税者の権利擁護の視点からは、不服申立から税務訴訟まで税理士が納税者の代理が出来ることが望ましく、その意味で大きな一歩と考えられる。しかし、今回の改正では弁護士とともに出頭となっており、このことは第1条「税理士の使命」の独立・公正な立場の問題が大きく影響していると考えられる。

また、専門家である補佐人として税理士にその能力が備わっているのか、研修制度あるいは資格取得にまで戻って検証が必要になると述べた。

この問題について増田さん(35代会長：千葉)が、税理士制度は第1条の使命、第2条の税理士の業務が相互に関連して成り立っており、これに試験制度を含む資格取得制度が係わってくる。従って第2条の2と

して新設された補佐人の制度は、「税理士の使命」、試験科目、また第3条の無条件に資格付与される弁護士・公認会計士の問題とも密接に関連する問題であると発言した。

3. 書面添付・意見聴取制度

意見聴取を中心に大きく改正された書面添付・意見聴取制度について、芥川さん(34代会長：東京)が次のように意見を述べた。

書面添付制度は昭和31年から制定されている。従来この制度がほとんど利用されてこなかった理由、即ち具体的なメリットがない、行政のお手伝い・下請け、顧客・税理士の差別化等が、そのまま改正された新書面添付制度に関する否定論・消極論の根拠になっている。しかし、納税者の権利擁護という税理士の使命の視点から、積極的に活用を図るべきではないか。

コーディネータが会場に肯定論・積極論の割合を問うたところ、1割以下であり、京都市大会実行委員会が実施した改正税理士法に関するアンケートの結果でも、否定論・消極論が3分の2以上を占めている。今後の課税庁による運用の実態が制度定着に大きく影響すると考えられる。

4. 補助税理士制度

今回の改正で新設された補助税理士制度について、富田さんから第2条3項の立法の趣旨と施行規則8条の登録事項等その概要が説明された。

これに対して麻木さんから、実際

の運用など不透明な部分もあるが、この制度は呼称のことも含めてB級税理士資格創設の感が拭えないとの指摘があった。

また、富田さんからは税理士事務所の設置義務あるいは設置禁止が、税理士の業務執行に大きく関係するが、そもそも取締立法の時代から課されてきた事務所設置義務というものが、今日的に必要なのかどうか一度検証する必要があるのではないかと、問題提起された。

補助税理士の定義について、コーディネータから、法令によれば「補助者として常時第2条3項に規定する業務に従事する者」であり、「常時」の意味は、「個々の税理士がそれぞれ自分で税理士の業務が行える時間のすべて」と解釈すべきであると解説された。

5. 税理士法人制度

最後に税理士法人制度について、増田さんから弁護士法人制度と比較しながら、社員の数、無限連帯責任制など、税理士業務を行うことが出来る弁護士法人と税理士法人の差異が指摘され、同時にそれぞれの使命の違い、そのための資質の検証等問題点が多いと付け加えられた。

また、橋本さんから税理士の使命、税理士業務、資格問題は浜松合宿でも中心テーマであって、今後も引き続き納税者・国民のための税理士制度を構築するため、全青税として議論を重ねていかなければならないと述べられた。

(文責：倉林)

京都大会を振り返って

——参加の皆さんへ感謝——

近畿会代表幹事 高谷 真

去る平成14年8月3日（土）、京都において第35回全国青税京都大会が賑々しく開催されました。会員622人、家族50人のお申込みをいただきましたことに改めてお礼申し上げます。先輩諸兄におかれましては、15年前の京都大会の動員1000人、ホテル貸切の偉大な業績も記憶にあると思われませんが、人数では負けたものの、今回は今回なりに立派に成し遂げたと思います。大会終了後、近畿青税、京都青税と原稿を書いており、重なる部分をご容赦ください。

昨年の6月26日に名古屋大会にてプレゼンテーションを行うため、第1回準備委員会を開催したことに始まり、大会当日まで十数回の会合をもちましたが、今思えば、本当にあっという間の1年であったと思います。まずは、キャッチフレーズをどうするかであり、京都らしさを出す為に、「来はったえー、来はったえー、ほんまにぎょうさん、来はったえー」の京都弁を使いました。これは、ご存知の方もいると思われませんが、20年程前のテレビCMを参考に

致しました。これだけではオチャラケということで、副題の～京都から始まる税理士制度維新～を付け加えた次第です。改正税理士法施行後の初の大会であるが為、皆に問題提起をし、今一度考えようとの思いでありました。そういう意味からして、例年の大会は、講演、総会、懇親会の三部構成ですが、今回は直近歴代5人の全国青税会長の討論会を開催しました。

会長の皆様には討論会参加を快くお引き受けいただき、その上、進行もお任せということで、ご苦労ご協力いただきましたことに改めてお礼申し上げます。

第1部の講演会には京都の独立型VCのフューチャー・ベンチャー・キャピタル(株)の代表取締役・川分陽二様をお迎えし、中小企業の上場支援の講演をお願いしました。12時30分という開始時間も大きな理由ですが、講演開始前の入場者が極端に少なかったことに一時はどうなるものかと右往左往致しました。

全会員へのアピール不足の問題

と、会長・役員理事への伝達不足があったと反省しております。

第二部の討論会には、非常に残念ながら実行委員長として(?)ウロウロしていたので、じっくり聴けませんでした。会長、法対部長すいません。

第三部の総会報告は塚本総務部長にお願いしましたので、ここでは第四部の懇親会を少し振り返ってみます。名古屋プレゼンテーションでの素人舞妓（決してプロと比べ見劣りしません）からして、ここはほんまもん（本当の物）をということで、祇園甲部の舞妓、芸妓さんにお越しいただきました。

京都青税、やはり、お御茶屋さんのルートは有りました。総勢5人の舞いはどうでしたでしょうか。今大会の最大の問題点は、総会から懇親会への移動時間であり、懇親会が時間どおり開始できたことにホッとしており、私は見とれてしまいました。

舞いは静かでおごそか、もうひとつ何かないと、鳴り物を入れる事にしました。平成女鉾による祇園囃子です。京都の祇園祭りは7月1日～7月末まで開催され、毎年7月10日過ぎには四条通りに鉾が立ち、14日から16日まで宵々々山、宵々山、宵山と称して、四条通りが夜間、歩行者天国になります。



来賓の森日税連会長



懇親会会場にはあでやかな舞妓さんが



司会の二人



夜の洛中を散策

祇園囃子を雑踏の中、もみくちゃになりながら聴く(汗だくになって、「おしくら饅頭」する?) お祭りです。クライマックスは17日の山鉦巡行で、鉦が市内繁華街を7キロ四方ほど引き手によって巡行されるのですが、四条河原町(地名)の交差点を引き手が大きな鉦を90度回転さす技は壮大です。また、機会があれば、一度ご覧下さい。歴史的背景等は「るぶ」(今もあったっけ)等の観光雑誌をご覧下さい。私事ですみませんが、40年京都にありますが、歴史にうとくて……。

話は少し脱線しましたが、この鉦には女性は乗っていません。昔からのしきたりのようです。近い将来、女性も囃子ができると思われます。



あしがき

新執行部になった最初の広報誌は、毎年新執行部の就任挨拶と全国大会の特集号です。

例年それを読んでいて疑問点が二つありました。まず、新副会長の就任挨拶は必要だろうかという点です。

副会長の主な仕事は理事会の議長ですから、全国青税に個性や影響を与えるものではないはず。全青は芥川執行部から緊縮財政となり、特に広報誌の予算は大幅に削減されました。先ず削るべきはこの記事だと私は考えました。

つぎは、全国大会の記念講演の記事が貧弱な点です。そこで本号では記念講演の要旨を記事に取上げました。これらの試行錯誤についてご意見をお聞かせ下さい。

今回の平成女鉦とは、祇園祭り・京都のアピールとして、京都財界人の支援で文字通り女性(学生・OL)で結成されたもので、各地のイベント会場で演奏活動をされています。「コンコンチキチン・コンチキチン」と口ずさまれるお囃子ですが、鐘の音はどうでしたでしょうか。

独特の響きには、京都人は感動ものでありました。途中、飛び入り参加として、徳田新会長やご家族の方が鐘の試し打ちの体験をなされ、和気藹々の雰囲気は良かったですね。

最後に、ここ2、3年、総会中心の全国大会がお題目であり、予算からして多くの会員の参加なくしては成り立たない大会であります。各単位の会の実行委員のご尽力のもと、多

くの会員の皆様が京都大会へお越しいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

また、ご当地、近畿青税、京都青税の会員の絶大なるご協力に改めて感謝申し上げますとともに、次回、神奈川大会へも全青税全会員がごぞって参加し、未来永劫発展しつづける全国青税へ向け、これからも全国大会に対し、ご理解ご協力をお願いする次第です。

本当に、本当に、ありがとうございました。

(私は歌います。)

あーりがとーん♪♪

あーりがとーん♪♪

by 陽水&民雄

さて、講演は、中身のみならず、形式も重要です。それは、全国の会員が同じ体験ができる貴重な機会であり、その大会を特徴付けるものだからです。

川分陽二氏は頻繁にマスコミに出るような有名人ではないですが、ベンチャーキャピタル業界では著名であり、私もその名を知っていました。その講演は示唆に富むものであり、聴衆が税理士である事を意識されていました。

しかし、それを聴く我々の態度は悪かったと言わざるを得ません。開始直前まで着席する者が少なく、講演中は携帯電話を使用した者もあり、また外のロビーは人であふれていたそうです。全青は今からでも川分氏にお詫びすべきだと思います。

私は、かつてJ C(青年会議所)にいた時に、日本J Cのアカデミー委員会に出向した事があります。そこでの講演の前に、どのように講演を聴いたら講師が気持ちよく話せるか、そして我々の勉強になるかを、話し合った事があります。そして、黙想して、つまり目を瞑って講師を迎える事にしました。一番の効果は私語が全く無くなる事でした。これには講師も驚いていましたが、悪い気はしなかったはず。今となって、あの時の日本J Cは素晴らしい

団体であったと実感しました。

全国大会での記念講演を無くするという意見を聞く事があります。今のような状態でしたら、それも一案だと思います。我々はその程度の団体なのだと、それによりハッキリする事でしょう。

連日、北朝鮮による日本人拉致事件がニュースになっています。こうなると広報担当として全く触れない訳にはいかない気がします。これは有事法制や住基ネット(住民基本台帳ネットワークシステム)で取って付けたような意見表明をする事に劣らぬ重要な事件に思えます。勿論、単なる国内問題ではないので難しい事件です。

このニュースでの救いは、拉致被害者の家族の態度が実に立派である点です。特に横田めぐみさんのご両親の話は分かり易く的を得ています。ご家族の体験談を聴くと、この事件に対する政府・警察や政党(特に日本社会党)の過去の対応はひどいものでした。ご家族がタックスペイヤーとして十分な行政サービスを受けたとはとても思えません。

次号は岐阜における秋季シンポジウムの特集号です。各単位青税に一人ずつ執筆依頼をいたしますから、その際は宜しく願います。

(N, M)